

トラストサービスの法制度の課題

2021年4月16日

宮内・水町IT法律事務所

弁護士 宮内 宏

日本の法制度の現状

■ 個別の法律で、別々に規定されている → 統一的規定に向かうべき

| サービス | トラストサービス | 根拠法 | 認定機関 | 効果規定等 |
|------------------|-----------------------|---------|---------------|---|
| 電子証明書発行 | 認定認証業務 | 電子署名法 | 総務相・法相・経産相 | 電子署名による真正な成立の推定（電子署名法） |
| | 特定認証業務 | 電子署名法 | なし | 個別法による電子証明書の要求（例：登記申請者の電子署名に係る電子証明書の限定） |
| (マイナンバーカード=JPKI) | 地方公共団体情報システム機構(J-LIS) | 公的個人認証法 | なし | |
| (商業登記) | 法務局 | 商業登記法 | なし | |
| (官職証明) | GPKI, LGPKI | J-LIS法等 | なし | ※ 実印についても効果の規定はない |
| タイムスタンプ (従来) | 時刻認証業務認定事業者(認定TSA) | なし | (一財)日本データ通信協会 | なし (個別法令で認定TSを要求するものはある) |
| (今後) | 認定時刻認証業務 | 総務省告示 | 総務相 | ※ 確定日付の効力なし |
| 電子委任状 | 認定取扱事業者 | 電子委任状法 | 総務相・経産相 | なし |
| (JPKI)認定署名検証者 | 特定認証業務・一般の事業者 | 公的個人認証法 | 総務相 | JPKI電子証明書の有効性情報(OSCP/CRL)の受領 |

※ 黄色のハッチは、公的機関によるもの

EUとの比較1 (主要なもののみ)

| | 日本の制度・規定 | eIDAS規則の規定 |
|-------------------|--|--|
| eID | JPKI (利用制限あり) | 国が認めたeID SchemeをEUに通知 |
| 電子文書の有効性に関する一般的規定 | 契約方法の自由(民法522条2項。法令に特別な定めがある場合を除く) | 電子的な形式であることだけを理由に、法的効果や証拠としての許容性を否定してはならない。 |
| トラストサービスの責任 | 一般的な債務不履行責任, 不法行為責任 (民法) | 故意・過失による損害賠償責任 適格サービスについては、故意・過失の立証責任を転換 |
| トラストサービスの認定 | 国の機関による認定 認定なし(公的機関のトラストサービス) | 監督機関→適合性評価機関→適格トラストサービス |
| 適格/認定トラストサービスの公開 | 官報, HPによる個別の表示 認証局の相互認証(相互認証証明書) | 各国がTrusted Listを作成し, EUの List of Trusted Listに記載。いずれも機械可読 |
| 電子署名の定義 | 本人の特定, 改ざん検知ができる措置 ※「押印」に対応するものとして電子署名を規定している。押印が行為であるため、電子署名も措置として定義されている。 | 文書に付随するデータであって署名者による署名に用いられるもの 先進：署名者の識別, 秘密情報の利用, 改ざん検知等ができる電子署名 適格：適格電子証明書に基づいて適格電子署名生成装置を用いて生成された電子署名 |
| 電子署名の効果 | 真正な成立の推定 | 署名が電子的だという理由や適格でないという理由だけで効力を否定してはならない。 適格電子署名は手書き署名と同等の効力を持つ |
| 電子証明書発行 | 認定認証業務, 公的機関 | 適格トラストサービスとしての適格認証業務 |

EUとの比較2（主要なもののみ）

| | 日本の制度・規定 | eIDAS規則の規定 |
|---------------|---------------------------------|---|
| タイムスタンプ | （現状）日本データ通信協会の認定 →（今後）総務省の認定 | 適格トラストサービスとしての適格タイムスタンプを規定 |
| タイムスタンプの法的効力 | 規定なし | 適格タイムスタンプにより、日時の真正性と非改ざん性が推定される |
| eシール（法人の電子署名） | 規定なし（認定制度等について検討中） | 適格eシールにより、対象データの非改ざん性と発信元の真正性が推定される。 |
| eデリバリー | 規定なし | Electronic Registered Delivery Serviceにより、内容、送信元、宛先、受信、送受信時刻の推定を得られる。 |
| ブリッジ認証局(BCA) | GPKIのBCAとの相互認証に基づく安全なCAの確認 | 規定なし（アメリカにはFBCAがある） |
| 電子委任状 | 電子委任状法にもとづく認定電子委任状取扱事業者の認定 | 規定なし |
| 会社代表者の証明 | 商業登記法に基づく法人代表者等の電子証明書の発行 | 規定なし |

日本国内のために包括的な枠組みを構築するとともに、EU等の海外との整合性を図っていく必要がある。

あるべきトラスト基盤の構造と主な論点

包括的なトラスト
法制度

論点1：包括的なトラスト基盤の創設
論点2：国（又は、民間機関）による認定制度の創設
論点3：認定の公的効果

① 認定の確認

現在のみならず過去に遡って確認できる、基準の明瞭な機械可読のトラステッドリスト

ブリッジ
認証局

論点5：クオリファイドサービスをトラステッドリストとして公表

論点6：国際的な相互承認

② 認定の仕組み

国家監督機関
(デジタル庁)

公的
認定機関

適合性
評価機関

TSP*

* TSP: Trust Service Provider

③ 認定の基準

指定(認定)
基準

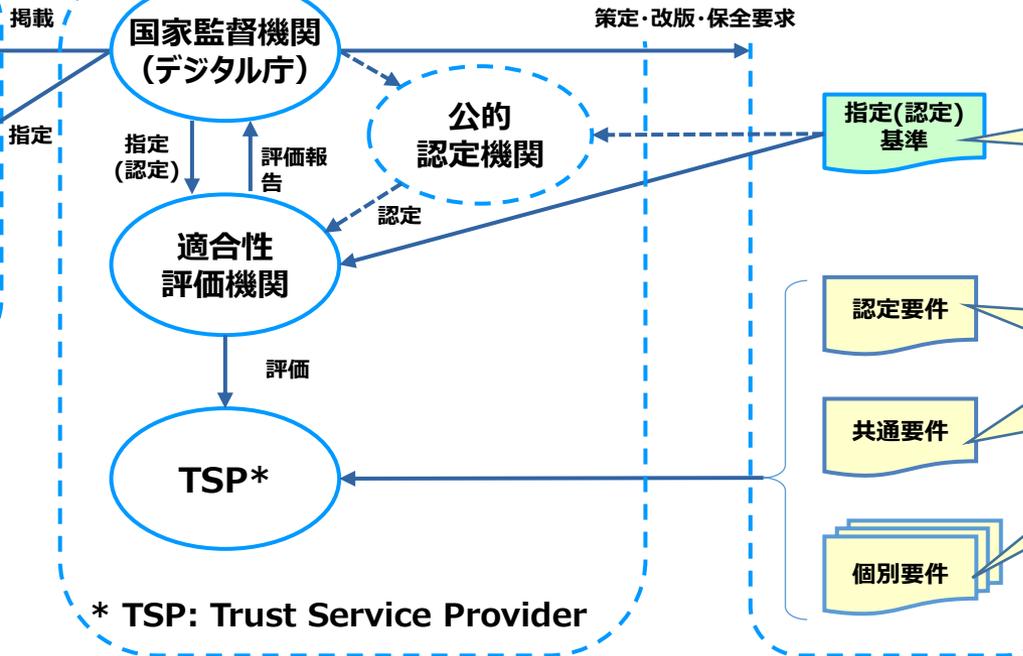
認定要件

共通要件

個別要件

論点4：適合性評価機関が満たすべき基準

論点4：各種トラストサービスのクオリファイドサービスの認定基準、特定サービスの基準の策定



(トラストに関するワーキングチーム 第1回 資料7より)

望ましい法的枠組み

■ トラストサービス全体をカバーする包括的な法律の制定

- トラストサービスに関する一般規定, 認定機関や認定方法等のうちトラストサービスに共通する部分に関する規定, 法的効果等に関する規定を網羅的に規定
- 個々のトラストサービスに特有な規定は, 個別法又は規則等で規定
- 電子署名について, 官民の電子証明書発行機関の統一的法律が望まれる (cf. 個人情報保護法の3法の統一)

■ 運用基準・技術基準については, 専門の機関で検討・制定することが望ましい。

■ 海外との連携

- 当面は, EUのトラステッドリストとの相互承認及びアメリカのFBCAとの相互認証
- トラステッドリストとBCAの併存により, 世界中の仕組みとの連携を可能にしたい